# よくお問い合わせいただく質問について、お答えします

### 給与などの所得のある方の税金

### **Q1** 専業主婦ですが、パートを始めました。いくらまでの収入なら 税金がかかりませんか。また、夫の税金はどうなりますか。

A1 収入が100万円以下の場合、所得税、特別区民税·都民税(以下「住 民税」)ともにかかりません。収入が100万円超~103万円以下の場合、 所得税はかかりませんが、住民税はかかります(表5参照)。

夫の税金については、所得税や住民税の計算上、次の要件に当てはま れば配偶者控除または配偶者特別控除を受けられます。

配偶者控除は、パートの収入が103万円以下であれば定額(所得税は 38万円、住民税は33万円)が控除されます。

配偶者特別控除は、パートの収入が103万円超~141万円未満の場合 に、その収入に応じ、一定金額が控除されます(表5参照)。ただし、夫 の合計所得が1000万円超の場合は適用されません。また、公的年金等 収入の場合の課税・扶養の関係は、表6をご覧ください。

## 医療費控除の対象となる医療費はどのようなものですか。

A2 医療費控除の対象となる医療費は、医師、歯科医師に支払う診療 費や治療費のほか、治療や療養に必要な医薬品の購入費などです。また、 通院にかかる交通費も対象となります。ただし、美容目的の歯科矯正費 や、健康診断(例外あり)・予防接種の費用、自家用車で通院する場合の ガソリン代・駐車料金などは対象となりません。

なお、生命保険契約や健康保険から支給される入院費給付金、出産育 児一時金、療養費などは、医療費として支払った金額から差し引くこと になります。

## Q3 ふるさと納税の控除を受けるにはどうすればいいですか。

A3 ふるさと納税を行い、所得税・住民税から寄附金税額控除を受け るためには、原則として確定申告を行う必要があります。確定申告をす る場合は、別途住民税の申告は不要ですが、確定申告書第二表の住民税 に関する事項欄へ忘れずに記載してください。

また、申告の際は、寄附に対する都道府県知事または市区町村長等が 発行した領収書(原本)を添付する必要があります。

### ■パートの給与収入と課税・扶養の関係(表5)

パート給与収入金額	本人の税金		配偶者控除		配偶者特別控除額 (単位:万円)	
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
100万円まで	課税されない		対象になる		0	
100万円超 103万円未満						
103万円						
103万円超 105万円未満					33	38
105万円以上 110万円未満					33	36
110万円以上 115万円未満					31	31
115万円以上 120万円未満	課税される		対象にならない		26	26
120万円以上 125万円未満					21	21
125万円以上 130万円未満					16	16
130万円以上 135万円未満					11	11
135万円以上 140万円未満					6	6
140万円以上 141万円未満					3	3
141万円以上					0	0

#### ■公的年金等収入と課税・扶養の関係(表6)

	<b>小</b> 的年令竿巾 1	本人の	D 税金	扶養控除			
公的年金等収入金額		住民税	所得税	住民税	所得税		
65歳未満(昭	105万円以下	課税されない		対象になる			
和27年1月2 日以後に生ま れた方)	105万円超 108万円以下			<b>対象になる</b>			
	108万円超	課税される		対象にならない			
65歳以上(昭	155万円以下	課税されない		対象になる			
和27年1月1 日以前に生ま れた方)	155万円超 158万円以下						
	158万円超	課税される		対象にならない			

●公的年金等収入は雑所得に区分されます。

#### 車税 聊

#### Q4 自動車税と軽自動車税は、どのような場合にかかってくるので すか。

A4 自動車税と軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契 約等で所有権が売主等にある場合は使用者)にかかる税金です。自動車 を購入したときや譲渡したときは、必ず手続をしてください。

また、軽自動車税には月割の制度がないため、平成29年4月1日まで に廃車の手続をしないと、29年度分の税金が1年分課税されます。

#### **Q**5 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等) の登録、廃車手続にはどのような書類が必要ですか。

A5 ▶新規登録=販売証明書、印鑑 ▶譲渡=廃車確認書、譲渡証明 書、印鑑 ▶転入=廃車確認書、印鑑(転入前の自治体で廃車手続をし ていない場合は、ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑) \*登録 者が法人の場合は、このほかに事務所の所在地が確認できる郵便物等と 代表者印が必要 ▶廃車=ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑 \*手続場所については、表7を参照

### ■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所(表7)

	車種	ところ		
軽自動車	原動機付自転車・ミニカー 小型特殊自動車(フォークリフ ト等)	税務課税務係(区役所2階) <b>公</b> 5608-6134		
	軽三輪自動車 軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所 (足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102		
軽二輪自動車 二輪の小型自動車		足立自動車検査登録事務所 (足立区南花畑5-12-1) テレホンサービス (全050-5540-2031		
自動車	上記以外の自動車 (大型特殊自動車を除く)	2000 3040 2001		

●自動車税(軽自動車税を除く)の課税内容等については、東京都自動車税コールセン ター ☎3525-4066にお問い合わせください。 \*受付は月曜日~金曜日の午前9時 ~午後5時(祝日、12月29日~1月3日を除く)

# 個人住民税の特別徴収の推進について

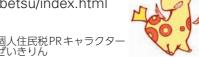
東京都および都内全62区市町村は、安定し た財源の確保と納税者の利便性向上を図るた め、特別徴収の推進に取り組んでいます。平成 29年度から、原則としてすべての事業主の方

に特別徴収義務者の指定を実施しますので、ご 理解・ご協力をお願いいたします。

詳しくはホームページをご覧ください。

検索人 東京都 特別徴収

☐ http://www.tax.metro.tokyo.jp/ kazei/tokubetsu/index.html



ご不明な点がある方や、さらに詳しいことをお知りになりたい方は、4面に掲載の問合せ先へお気軽にご相談ください。